第六十七条の三　法第八十七条の四第一項の緊急耐震工事計画には、第十四条の二の規定を準用する。この場合において、同条第一項第十号中「農作物の増産、営農に要する労力の節減」とあるのは「災害の防止」と、同条第二項中「法第七条第三項」とあるのは「法第八十七条の四第四項において準用する法第七条第三項」と読み替えるものとする。

第六十七条の四　法第八十七条の四第四項において準用する法第八条第二項及び法第八十七条第五項の場合には、それぞれ第十五条及び第五十九条の規定を準用する。

第六十七条の五　法第八十七条の五第一項の応急工事計画には、第四十条の規定を準用する。

（土地改良事業計画の変更等の手続）

第六十七条の六　法第八十八条第一項の農林水産省令で定める重要な部分は、第三十八条の二に規定するものとする。

第六十七条の七　法第八十八条第一項の変更後の土地改良事業の計画の概要には、第三十八条の三第一項の規定を準用する。

第六十七条の八　法第八十八条第一項の農林水産省令で定めるときは、第六条の二第一項に規定するときとする。

2　法第八十八条第一項の全体構成においては、第六条の二第二項に規定する事項を定めなければならない。

第六十七条の九　法第八十八条第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

第六十七条の十　法第八十八条第一項の規定による公告には、第八条の規定を準用する。

第六十七条の十一　法第八十八条第一項及び第二項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地」とあるのは「法第八十八条第一項第一号に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地又は同項第二号に規定する廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域」と、「法第五条第四項」とあるのは「法第八十八条第二項」と、同条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「法第八十八条第一項」と読み替えるものとする。

第六十七条の十二　法第八十八条第三項において準用する法第五条第五項の場合には、第十条の規定を準用する。

第六十七条の十三　法第八十八条第四項の農林水産省令で定める場合は、当該土地改良事業計画の変更により、当該土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等の変更を要しない場合とする。

第六十七条の十四　法第八十八条第六項において準用する法第五条第七項、法第八条第二項、法第四十八条第四項及び第六項、法第八十七条第五項並びに法第八十七条の二第八項の場合には、それぞれ第十条、第十五条、第三十八条の六の二、第三十八条の六の五及び第三十八条の六の六、第五十九条並びに第六十一条の五の三の規定を準用する。この場合において、第三十八条の六の五中「土地に係る組合員」とあるのは、「土地につき法第三条に規定する資格を有する者」と読み替えるものとする。

第六十七条の十五　法第八十八条第六項の規定により読み替えられる法第八十七条の二第八項及び第九項の農林水産省令で定める事項は、第六十七条の九各号に掲げるものとする。

（新設）

（新設）

（新設）

（土地改良事業計画の変更等の手続）

第六十一条の七　法第八十七条の三第一項の農林水産省令で定める重要な部分は、第三十八条の二に規定するものとする。

第六十一条の八　法第八十七条の三第一項の変更後の土地改良事業の計画の概要には、第三十八条の三第一項の規定を準用する。

第六十一条の八の二　法第八十七条の三第一項の農林水産省令で定めるときは、第六条の二第一項に規定するときとする。

2　法第八十七条の三第一項の全体構成においては、第六条の二第二項に規定する事項を定めなければならない。

第六十一条の八の三　法第八十七条の三第一項の農林水産省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一・二　（略）

第六十一条の八の四　法第八十七条の三第一項の規定による公告には、第八条の規定を準用する。

第六十一条の九　法第八十七条の三第一項及び第二項の規定による同意を得る場合には、第九条の規定を準用する。この場合において、同条第一項中「同条第一項の一定の地域内にある土地」とあるのは「法第八十七条の三第一項第一号に規定する変更後の土地改良事業計画に係る土地改良事業の施行に係る地域内にある土地又は同項第二号に規定する廃止に係る土地改良事業の施行に係る地域」と、「法第五条第四項」とあるのは「法第八十七条の三第二項」と、同条第二項中「法第五条第二項」とあるのは「法第八十七条の三第一項」と読み替える。

第六十一条の九の二　法第八十七条の三第四項の農林水産省令で定める場合は、当該土地改良事業計画の変更により、当該土地改良事業により生ずる土地改良施設に係る予定管理方法等の変更を要しない場合とする。

第六十一条の九の三　法第八十七条の三第六項において準用する法第五条第七項、法第八条第二項、法第四十八条第四項及び第六項、法第八十七条第五項並びに法第八十七条の二第八項の場合には、それぞれ第十条、第十五条、第三十八条の六の二、第三十八条の六の五及び第三十八条の六の六、第十六条並びに第六十一条の五の三の規定を準用する。この場合において、第三十八条の六の五中「土地に係る組合員」とあるのは、「土地につき法第三条に規定する資格を有する者」と読み替えるものとする。

第六十一条の九の三の二　法第八十七条の三第六項の規定により読み替えられる法第八十七条の二第八項及び第九項の農林水産省令で定める事項は、第六十一条の八の三各号に掲げるものとする。